

みさわしばりあふりーますたーぶらん 三沢市バリアフリーマスターplan

がいようばん
【概要版】

いどうとうえんかつかそくしんほうしん (移動等円滑化促進方針)

ねんれいわ ねん3がつ みさわし
2021年(令和3年)3月 三沢市

だれ ささ あんぜん あんしん いどう しあわ < めざ
～誰もが支えあい、安全・安心に移動し、幸せに暮らせるまちを目指して～

さくてい はいけい 1. 策定の背景

かいせいぱりあふりーほう けいい ■改正バリアフリー法の経緯

だれ ねんれい しょう うむ た じじょう わ へだ きょうせい しゃかい じつけん
誰もが年齢、障がいの有無、その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会を実現する
ためには、高齢者、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会の構築が
じゅうよう
重要となります。

いどうおよ しせつ りょう だれ しゃかいさんか じゅうよう しゅだん
また、移動及び施設の利用は、誰もが社会参加をするための重要な手段であることから、
ぱりあふりーか すいしん おお いぎ なか ぱりあふりー かんれん
バリアフリー化を推進していくことは大きな意義をもつものです。そのような中で、バリアフリーに関連す
ほうりつ せいていおよびかいせいたう
る法律が制定及び改正等がされてきています。

はーとびるほう へいせい6ねん ハートビル法(平成6年)

こうれいしゃ しんたいしようがいしゃどう えんかつ りょう
(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる
とくていけんちくぶつ けんちく そくしん かん ほうりつ
特定建築物の建築の促進に関する法律)

こうつばりあふりーほう へいせい12ねん 交通バリアフリー法(平成12年)

こうれいしゃ しんたいしようがいしゃどう こうきょうこうつきかん りょう
(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用
いどう えんかつ そくしん かん ほうりつ
した移動の円滑化の促進に関する法律)

ゆにばーさるでざいん せいさくたいこう へいせい17ねん ユニバーサルデザイン政策大綱(平成17年)

りょかくし せつよ しゃりょう どうろ けんちくぶつ こうえん ろがいちゅうしゃじょうどう
旅客施設及び車両、道路、建築物、公園、路外駐車場等の
いittaiteki そうごうとき ぱりあふりー かしさく すいしん
一体的・総合的なバリアフリー化施策を推進

ぱりあふりーほう へいせい18ねん バリアフリー法(平成18年)

こうれいしゃ しょうがいしゃどう いどうとう えんかつ そくしん かん ほうりつ
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

へいせい30ねんかいせい
平成30年改正

・バリアフリーマスターplanの創設

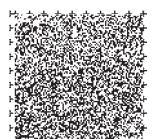
・共生社会の実現、社会的障壁の除去について規定

れいわ2ねんかいせい
令和2年改正

・ここら ぱりあふりー かか しさく そふ とたいさくきょうか
心のバリアフリーに係る施策などソフト対策強化

かくべーじ こーど おんせいこーど じぜん あぶり いんすとーる ひつよう
各ページにあるこのコードは、音声コードです。事前にアプリをインストールしておく必要があります。

すまほあぶり いっぽんむけ ゆにばいす しかくしゅう しゃむ ゆにばいす ぶらいんど
スマホアプリは、一般向け「Uni-Voice」と視覚障がい者向け「UniVoice Blind」があります。



かんれん くに うご
■関連する国の動き

へいせい 2 3ねん しょうがいしゃさほんほう かいせい
○平成23年「障害者基本法」の改正

きょうせいしゃかい じつげん しゃかいてきしょうへき じょきよ きてい
・「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」について規定

へいせい 2 6ねん しょうがいしゃ けんり かん じょうやく ひじゅん
○平成26年「障害者の権利に関する条約」を批准

へいせい 2 8ねん しょうがいしゃさべつかいしようほう せいてい
○平成28年「障害者差別解消法」の制定

ふどう さべつてきとりあつかい きんし ごうりてきはいりょ ていきょう
・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供

へいせい 2 9ねん ゆにばーさるでざいん 2 0 2 0 こうどうけいかく かんけいかくりょうかくぎってい
○平成29年「ユニバーサルデザイン2020行動計画」関係閣僚閣議決定

ぱらりんぴっく きょうせいしゃかい じつげん めざ
・パラリンピックを契機として「共生社会の実現」を目指す

みさわし おも うごき
■三沢市の主な動き

ほんし とうきょう2020おりんぴっくぱらりんぴっくきょうざたいかい れがしー きょうせいしゃかい じつげん
本市は「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」のレガシーとして、共生社会を実現するため、
ゆにばーさるでざいん こころ ぱりあふりー せつきよくてき とりくみ ゆにばーさるたうんみさわ
「ユニバーサルデザインのまちづくり」や、「心のバリアフリー」に積極的に取り組み、ユニバーサルタウン三沢
めざ
を目指しています。

とうきょう2020おりんぴっくぱらりんぴっくきょうざたいかい かいさい む かつどうすいしんほうしん さくてい
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて活動推進方針を策定

へいせい 2 7ねん
(平成27年)

(1) ゆにばーさるでざいんのまちづくり

(2) こころ 心のバリアフリー



へいせい 2 9ねん 10がつ
○平成29年10月

ういるちえあらぐびーかなだちーむ じぜんきゃんぱち ないてい
「ウィルチェアラグビーカナダチーム」の事前キャンプ地に内定

へいせい 2 9ねん 12がつ
○平成29年12月

みさわし きょうせいしゃかいほすとたうん とうろく
三沢市が「共生社会ホストタウン」に登録

れいわがんねん 8がつ
○令和元年8月

みさわし せんどうてききょうせいしゃかいほすとたうん にんてい
三沢市が「先導的共生社会ホストタウン」に認定

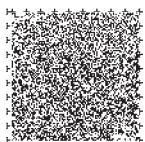
れいわ 2ねん 4がつ
○令和2年4月

みさわし しよう ひと ひと
「三沢市障がいのある人もない人も

しあわく きょうせい じょうれい しこう
幸せに暮らせる共生のまちづくり条例」の施行

ねんれい せいべつ こくせき しょう うむ
「年齢や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もが活躍できるまち」

ゆにばーさるたうんみさわ めざ
【ユニバーサルタウン三沢】を目指して



2. 策定の目的

ばりあふりーますたーぶらん こうれいしゃ しょう しゃどう りよう しせつ あつ ちく いどうとう
バリアフリーマスターープランでは、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まっている地区を「移動等円滑化促進地区」として設定し、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すことで、広くバリアフリー化についての考え方を共有し、ハード・ソフトの両面でまちづくりを推進することを目的としています。

3. バリアフリーマスターープランの期間

れいわ3ねんど れいわ7ねんど 5ねんかん
令和3年度～令和7年度(5年間)

4. マスターープランの位置づけ

かんけいほうれいとう もと ほんし だいにじみさわしうごうしんこうけいかく せいごう はか かくしゅしさく かんれんけいかくとう
関係法令等に基づき本市の「第二次三沢市総合振興計画」と整合を図り、また、各種施策・関連計画等と連携を図りながらマスターープランを推進します。

関係法令等

- 改正バリアフリー法
- ユニバーサルデザイン政策大綱
- 青森県福祉のまちづくり条例
- 三沢市障がいのある人もない人も幸せに暮らせる共生のまちづくり条例

上位計画

- 第二次三沢市総合振興計画
- 三沢市都市計画マスターープラン
- 第3期三沢市地域福祉計画

関連計画

- 三沢市地域公共交通網形成計画
- 三沢市第3期障がい者計画
- 三沢市高齢者福祉計画
- 三沢市公共施設等総合管理計画 等

市民意見など

- まち歩き点検、ワークショップ
- 三沢市移動等円滑化促進協議会
- パブリックコメントの実施 等

そく
即する

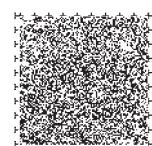
せいいごう
整合
れんけい
連携

はいさい
反映

三沢市バリアフリーマスターープラン

【移動等円滑化促進方針】 (法第二十四条の二)

- バリアフリー化の方針を設定
- バリアフリー化の促進が必要な地区
(移動等円滑化促進地区) の設定
- 高齢者・障がい者等が日常生活で利用する施設及び経路の設定
- 市民及び関係者の理解増進と協力確保
- 届出制度の対象となる施設の設定
- 移動等円滑化に関する情報の収集



5. バリアフリー化に向けた基本理念・基本方針

上位計画におけるまちづくり等の考え方、及びバリアフリー化に向けて求められる役割に基づくとともに、課題等を踏まえて、バリアフリー化に向けた基本理念を定めます。また、具体的な取組の方向性等の基本方針を示します。

基本理念

誰もが支えあい、安全・安心に移動し、幸せに暮らせるまちを目指して



基本方針

1 心のバリアフリーの推進

・人々が互いに理解し、支え合う意識の醸成を図るため、啓発活動等を推進します。

2 施設のバリアフリー化の推進

・旅客施設や道路、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

3 計画的な事業の実施

・限られた予算により効率的かつ効果的に各種バリアフリー化を実施します。

4 継続的な運営体制の確立

・進捗状況を管理し、プランの評価・見直しを行い、継続的なバリアフリー化に取り組みます。

6. 移動等円滑化促進地区の設定

移動等円滑化促進地区の設定要件

・生活関連施設があり、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

(市役所から500m程度の徒歩圏)

・バリアフリー化が特に必要な地区

・総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

・境界の設定等(道路、河川、鉄道等)によって境界が明確)

市役所周辺地区

市役所周辺は本市の主な公共施設等が集積しており、市内イベント時には

人が賑わう地区です。

また、都市計画マスターープラン等でも中心地域として位置付けられているこ

とから、優先的にバリアフリー化の取り組みが必要な地区となります。

